

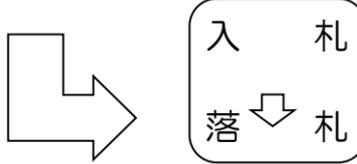
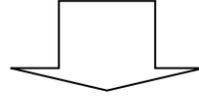
建設リサイクル法適用工事について(入札参加のみなさまへ)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、建設工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けられており、本市では、次のとおり契約書中に法第13条の記載事項を設けております。

建設リサイクル法適用工事であることを公告文・設計書等で確認してください。

公告文
本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律が適用されます。・・・

契約に当たって再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行ってください。



落札後にお渡しする「再資源化等に要する経費等《協議用》」を作成し、工事担当課にFAX又は持参で提出してください。
(落札した週の金曜日午前中まで)

工事担当課から内容確認後に電話連絡がありますので、必要な場合は工事担当課と協議してください。
※協議方法は、電話・対面等方法は問いません。

協議後、契約書中の「再資源化等に要する経費等(別紙)」を記入してください(ボールペンを使用)。

落札から7日以内に契約締結

工事担当課

作成した契約書を契約係に提出してください。
(落札から7日以内)



※「再資源化等に要する経費等(別紙)」も含め、割印が必要です。

契約係

・契約金額が変更となる場合は、変更契約書に変更後の再資源化等に要する経費等の添付が必要です。(変更後の契約金額が同法適用金額を下回る場合を除く。)

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等	請負代金の額 500万円以上